



元文科高第196号
令和元年6月28日

各 国 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 都 道 府 県 知 事
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

殿

文部科学省総合教育政策局長

清水 明

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長事務代理 文部科学審議官

芦立 訓

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

伯井 美德

(印影印刷)

大学等における修学の支援に関する法律施行令等の公布について（通知）

このたび、大学等（大学（短期大学を含む。））、高等専門学校及び専門学校をいう。）における修学の支援（学資支給金（給付型奨学金）の支給及び授業料等減免）に関して、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」（令和元年政令第49号。以下「施行令」という。）及び「大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和元年政令第50号。以下「整備政令」という。）並びに「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」（令和元年文部科学省令6号。以下「施行規則」という。）及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第7号。以下「一部改正省令」という。）が令和元年6月28日に公布されました。

本政省令の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の関係学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の関係学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係学校に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管する関係学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、今後、家計急変時の支援対象者の認定に関すること及び進学後の学業成績における斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例等について規定するための省令の改正を行うとともに、制度実施に伴う事務の処理のための指針・手引き等の策定・更新を行うこととしていますので、これらを踏まえて、適切な事務処理をお願いします。

本政省令は関連資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、本通知に先立って「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」（平成31年1月総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）及び「大学等における修学の支援に関する法律の公布について（通知）」（令和元年5月総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）を示していることから、これらの通知で示した内容についても十分に御了知ください（これらの通知は文部科学省ホームページにも掲載しています）。

記

第1 政省令の趣旨

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく、大学等における修学の支援（学資支給金（給付型奨学金）の支給及び授業料等減免）の制度化にあたり、関係法令の整備を行うものである。

第2 政省令の概要

I 政令の概要

(1) 支援措置の額

- ① 学校等の区分に応じた学資支給金（給付型奨学金）及び授業料減免（以下「支援措置」という。）の額（以下「支援額」という。）を定めることとするとともに、市町村住民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額から調整控除の額等を控除した額を基に算出した基準額に応じて、支援額、支援額の3分の2の額又は支援額の3分の1の額とすることとしたこと。（施行令第2条、整備政令第1条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「改正機構法施行令」という。）第8条の2第1項から第4項まで関係）
- ② 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等の学資に係る給付等であって学資支給金（給付型奨学金）の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における学資支給金（給付型奨学金）の額は、文部科学省令で定める額とすることとしたこと。（改正機構法施行令第8条の2第5項関係）

(2) 支援措置の期間

支援措置の期間は、原則として、支援対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数を限度とすることとするとともに、過去に支援を受けたことがある者のうち編入学をした者等については、最大で通算72月を限度とすることとしたこと。（施行令第3条関係、改正機構法施行令第8条の3関係）

(3) 学資支給金の支給等を受けた場合における第一種貸与金の額

学資支給金の支給又は授業料等減免を受けた支援対象者に対する第一種貸与金の額は、第一種貸与金の上限額から一定の方法により算定される支援額を控除した額を上限として学生又は生徒が一定の範囲で選択する額とすることとしたこと。（改正機構法施行令第1条の2関係）

(4) 施行期日

施行期日は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和2年4月1日予定）とすることとしたこと。（施行令附則関係、整備政令附則第1項関係）

II 省令の概要

(1) 支援措置の対象となる学生等の認定要件

支援措置の対象となる学生等として認定を受けるための要件として、以下の事項を規定することとしたこと。

- ①学生等及び生計維持者の収入額・資産額に関すること（施行規則第10条第2項第3号、一部改正省令による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下「改正機構省令」という。）第23条の2第2項第4号関係）
 - ・収入額：市町村民税の所得割の課税標準額等を基に算出される額で規定する。
 - ・資産額：生計維持者が、2人の場合2,000万円未満、1人の場合1,250万円未満とする。
- ②学業成績・学修意欲に関すること（施行規則第10条第2項第1号及び第2号、改正機構省令第23条の2第2項第1号から第3号まで関係）
 - ・高等学校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
 - ・（ア）予約採用時の高等学校等での意欲等の確認、（イ）予約採用における高等学校卒業程度認定試験合格者の対象者の範囲、（ウ）在学採用時の対象者の範囲及び意欲等の確認の方法等について規定。
- ③その他
 - ・日本国籍を有する者、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること。（施行規則第9条第3項、改正機構省令第20条第2項関係）
 - ・高校卒業後2年以内に入学が認められた者（高卒認定試験が受験可能となってから5年の間に合格者となり、2年以内に入学が認められた者等を含む。）であること。（施行規則第10条第1項、改正機構省令第23条の2第1項関係）

(2) 大学等が確認を受けるための要件（機関要件）

- 大学等が確認を受けるための要件として、以下の事項を規定することとしたこと。
- ① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上配置されていること。（施行規則第2条第1項第1号関係）
 - ② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。（施行規則第2条第1項第2号関係）
 - ③ 厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。（施行規則第2条第1項第3号関係）
 - ④ 財務諸表等の情報・教育活動に係る情報を開示していること。（施行規則第2条第1項第4号関係）
 - ⑤ 大学等の経営基盤・収容定員の充足率に関する基準に適合していること。（施行規則第3条関係）
- ※ 専門学校の収容定員の充足率に関する基準については、その実態を踏まえて、経過措置を設定。（施行規則附則第3条第3項関係）

(3) 他法令に基づく支援を受ける場合の学資支給金（給付型奨学金）の額の調整（改正機構省令第41条関係）

① 法令に基づく大学等の学資に係る給付等であって学資支給金（給付型奨学金）の額を調整する必要がある給付等として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金等を規定することとしたこと。

② ①に該当する給付等を受けた者に対する調整後の学資支給金（給付型奨学金）の額を0円とすることとしたこと。

(4) 支援措置の実施に必要な手続

機関要件の確認、対象となる学生等の認定その他の支援措置の実施に必要な手続として、以下の事項を規定することとしたこと。

① 機関要件の確認手続に関すること。（施行規則第5条から第8条まで関係）

※ 大学等からの確認申請書の様式についても規定。（施行規則様式第1号及び様式第2号関係）

② 支援措置の対象となる学生等の認定手続に関すること。（施行規則第11条、改正機構省令第23条の4関係）

③ 支援対象者の毎年度の要件確認（適格認定）に関すること。（施行規則第12条から第14条まで、改正機構省令第23条の5から第23条の7まで関係）

(5) 施行期日

施行期日は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和2年4月1日予定）とすることとしたこと。（施行規則附則第1条、一部改正省令附則第1項関係）

※ 一部改正省令及び施行規則に規定する学資支給金（給付型奨学金）の予約採用及び機関要件の確認に係る準備行為に関する規定は、公布日に施行する。（施行規則附則第1条ただし書及び第2条、一部改正省令附則第1項ただし書及び第2項関係）

第3 留意事項

(1) 本制度の周知

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者は、その円滑な実施を図るため、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が配布する広報資料等を適宜活用し、本来、対象となる者が制度の不知により支援の対象から漏れるようなことがないように、十分な周知を行うこと。また、地方公共団体においては、社会的養護の必要な子供に十分な情報が行き届くよう、教育部局と福祉部局とが連携を図ること。

本年6月上旬から、機構が募集案内を高等学校等に配布する等、令和2年

度入学者向けの学資支給金（給付型奨学金）の予約採用の手続を開始していることから、地方公共団体及び高等学校等においては、高校3年生の生徒等及びその保護者だけでなく、来年度以降予約採用の手続の対象となる高校2年生までの生徒等及びその保護者に対しても、進路指導等に際して十分な周知を行うこと。

なお、上記の周知にあたっては、機構がホームページ上で公開している「進学資金シミュレーター」を生徒等及びその保護者が活用することで、進学後に学資支給金（給付型奨学金）の支給を受けられるか否か及び支給を受けられる場合の支給額を試算することができることについても併せて周知すること。

また、地方公共団体及び高等学校等においては、進学のための資金計画の説明・助言等をする「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」を機構が実施していることから、必要に応じその活用を図ること。

（2）制度実施に伴う事務処理

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者においては、確認要件の確認や対象学生等の認定等に関する事務について、国及び機構が策定・更新する指針・手引き等を踏まえ、適切に処理すること。

（3）大学等の経営基盤・収容定員の充足率に関する要件について

施行規則第3条第2号の適用に当たっては、決算前に一時的に人件費や教育研究経費を削減することにより単年度のみ経常収支差額が零を下回ることを回避する等、形式的には同号に該当しない場合であっても、実質的には同号に該当する大学等と同様にその経営を継続的かつ安定的に行うことが困難であることが明らかになった場合には、同号に該当するものとして取り扱い、確認を取り消すこともあること。

また、収容定員の引下げにより同号に該当しないこととなった大学等について、その後、引き下げた収容定員を超過して入学させている場合には、学校運営が適切になされているか、報告を求めたり、調査を行ったりすることがあること。その結果、厳格な成績評価が実施されていないことなどが明らかになり、学生等が支援措置を受けられる大学等として機関要件に適合しなくなったと認められる場合には確認を取り消すこともあること。

【参考】

1. 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育段階の教育費負担軽減）を参照

※ 本制度の関係資料を掲載。

・高校生向けホームページも開設している。 <http://www.mext.go.jp/kyufu/>

2. 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

(ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度 (給付型)) を参照

※ 高校生向けリーフレット、保護者向けリーフレット、進学資金シミュレーター (大学等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に活用できるシミュレーションツール)、スカラシップ・アドバイザー派遣事業の案内など、学資支給金 (給付型奨学金) の関係資料を掲載。

・進学資金シミュレーター : <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

・スカラシップ・アドバイザー派遣申込み :

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/guidance/index.html>

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局 学生・留学生課

(高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム)

電話 : 03-5253-4111 (内線3050、3411)